

令和4年度版

スポーツ少年団健全育成資料集

スポーツ少年団の手引き



山口県スポーツ少年団

スポーツで子どもたちの未来をつくろう

資料内容

- スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ
- 私はこう考える
- 基本的遵守事項
- 令和4年度山口県スポーツ少年団重点目標
- 単位団活動6のQ (Question)
- 指導者のためのスポーツ活動中の安全管理
- リーダー育成プラン
- ガバナンスコードで、公益性のあるスポーツ少年団活動を
- よりよいスポーツ少年団の指導者として
- 「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～
- エフエム山口 スポ少応援キャンペーン！

この資料は、スポーツ少年団指導者・関係者として知っておくべき情報をまとめています。
子どもたちがスポーツに出会うことで、その後のライフに大きな影響があります。
私たち指導者は、子どもたちの未来に大きな責任を負っています。
私たち指導者は、機会を捉えて学び続ける努力をすることが大切です。
保護者の方へも知っていただくために、この手引きについて右のQRコードで閲覧できます。

(公財)山口県体育協会

山口県スポーツ少年団



スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ

平素から、スポーツ少年団の健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。本県のスポーツ少年団活動は、次代を担う青少年の健全育成を願う熱心な指導者や地域の方々のおかげをもちまして、これまで着実に成果を収めてまいりました。

さて、令和3年度には、新たなスポーツ少年団指導者制度として、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を県内3会場で行うことができました。約200人近い受講者が、講義とワークショップを通して、子どもたちがスポーツを楽しむことを目的としたスポーツ少年団の活動を学びました。その他の研修会につきましては、中止した研修会もありましたが、オンライン研修会とするなど、新型コロナウイルス感染症予防対策中の開催となりました。また、市町スポーツ少年団におかれましては、関係機関との連携の下で、新型コロナウイルスまん延状況に応じた対応により、安心・安全な活動となりました。

また、日本スポーツ少年団の「スポーツ少年団緊急対策プロジェクト 令和3年度スポーツ少年団活性化事業」を展開するために、「山口県ジュニア期スポーツ検討委員会」を立ち上げ、ジュニアスポーツに関係する諸団体のアンケート調査を基に協議の場を設けることができました。これにつきましては、報告書として各単位団にお届けしますので、供覧の上、ご活用くださいますと幸甚に存じます。

結びに、この手引きが、「次代を担う青少年の健全育成」に向けたスポーツ少年団活動を展開していくための手がかりとして、県内の多くの指導者・関係者の皆様の役に立つであろうと願っております。

令和4年5月1日

山口県スポーツ少年団
本部長 河村 祐一

私はこう考える「発育期の運動・スポーツ活動のあり方」

山口大学教育学部 教授 丹 信介

プロフィール：山口大学教育学部（保健体育講座）教授、専門は運動生理学、健康体カトレーニング学。スポーツ少年団認定員養成講習会講師（トレーニング論）、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会講師（ジュニア期のスポーツ）、山口県スポーツ推進審議会会長など。

子どもの基本的な動きの健全な育成

日本学術会議は、平成 29 年（2017 年）7 月に「子どもの動きの健全な育成をめざして～基本的動作が危ない～」と題した提言を公表しています。提言の中では、走・跳・投・捕などの基本的な動きを、観察的評価基準により質的に評価した結果、2007 年の幼稚園年長児の動きは、1985 年の年少児とほぼ同様のレベルにとどまっており、近年の子ども（幼児）の基本的な動きは、未熟なレベルにある（2～3 年遅れている）ことが示されています。走・跳・投といった基本的な動きを組み合わせたものが、様々なスポーツ動作につながることを考えると、幼児期から小学校の低・中学年までは様々な基本的な動きの習得やそれらを組み合わせた動きを習得することが、生涯にわたって豊かなスポーツライフを楽しむためにも重要であると考えられます。日本スポーツ協会が開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」なども活用して、様々な動きを身につける場を提供していただきたいと考えます。

発育期のスポーツ活動ガイドの活用

日本スポーツ協会では、2021 年 3 月末に「発育期のスポーツ活動ガイド」を公表しています。この中に示されている運動・スポーツ活動のあり方は、幼児～小学生（低）では様々な運動遊びを楽しみながら様々な動きを身に付け、小学生（高）～中学生では複数種目を経験し、高校生で得意な種目、熱中できる種目を絞り、その種目を生涯通じて楽しむようになっていきます。また、ガイドの冒頭には、リオオリンピック出場選手の約半数は、6 歳までに経験した異なる種目の経験が現在の種目に「役に立った」と回答していることから、競技スポーツでも複数種目を経験することの好影響が伺えると記されています。団の活動として、複数種目に取り組むことも考えていただきたいと思ひますし、単一種目においても、活動の中で、リズムを変える動きやバランスを崩した中での動き、逆さ感覚での動きなど、様々な動きを取り入れることは可能だと考えます。その際、競技選手の様々なプレー状況の中にどのような動きの要素があるかを考えていただき、その要素を含む動きに取り組んでみていただければよいのではないかと考えます。また、ガイドの中では競技会のあり方として、すべてのプレーヤーに等しく出場機会を与えることや、勝敗よりも試合・ゲームを通した身体リテラシー（基礎的運動・スポーツスキル）の発達を重視し、ルールや用具などを適切かつ柔軟に変更することなどに留意するよう求めています。勝利志向が強すぎるとの背景から、小学生の柔道全国大会の廃止が最近発表されました。大会のあり方を再考する契機としたいものです。

学校体育と地域のスポーツ活動の連携

学校教育における体育科、保健体育科の目標は、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指すこととされています。そして、そのために、小学校低・中学年では、基本的な動き、多様な動きづくりを行い、小学校高学年から中学校 2 年生の間に、運動特性の異なる様々な運動種目を経験させ、中学校 3 年生以降に、種目を選択して取り組むという系統性のもと学習が進められています。すなわち、これまで述べてきたことを、学校教育の中では行うことになっています。地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりの推進を具現化する仕組みがコミュニティースクールであるとされています。山口県では、公立の小、中、高等学校の全てがコミュニティースクールとなっています。その強みも活かして学校体育と地域スポーツ活動の連携が進むことを期待したいと思ひます。

私はこう考える「人生におけるスポーツの役割」

(公財) 山口県体育協会 理事 和田 崇子

プロフィール：2016年よりさんふらわあクリニック院長、日本医師会認定健康スポーツ医、
(公財)日本スポーツ協会公認スポーツドクター、ラグビーフットボール指導員、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ医、PHICIS コース level2 終了

スポーツ少年団と私

「スポーツ sports」の語源は、ラテン語の[deportare デポルターレ]に遡るとされ、(仕事や義務でない) 気晴らしをする、楽しみといった意味だそうです。人生をより楽しく、健康的で生き生きとするためであり、勝利を追求する競技スポーツだけがスポーツではなく、自分ペースで楽しむ、体を動かす以外にも、観る、支えるといった形での参加も考えられます。そのため、幼小期からスポーツを楽しむことができる環境として、スポーツ少年団の存在は、まさにうってつけではないかと考えられます。

私がスポーツ少年団に出会ったのは、小学生の時に入団したミニバスケットチームからです。短期間でしたが、たくさんの仲間と一緒にコーチの指導の下、練習をし、試合に行き、勝敗に喜んだり悲しんだり、という思い出があります。元来体を動かすことは好きでしたが、加えて指導者や仲間との出会いが、よりスポーツを楽しめるものとして位置づけ、自分が運動をしたいというだけでなく、スポーツに何かしら関わりたいという意識が根付いたと思っています。次に、スポーツ少年団に関わり始めたのは、社会人になってからです。まずは指導者(認定員)講習を受講。スポーツの体系を成り立ちから研修を受けたことは、指導者のあるべき姿を十分に理解できる良い機会でした。しかし、実際に多種目のスポーツ現場にメディカルサポートで携わってみると、あるべき姿と異なる場面に、時々出会ってしまいました。特にスポーツ少年団では、子どもたちが楽しくスポーツに取り組む場を提供する理念を掲げていますが、残念ながら必ずしもそうでないことも。子どもたち以上に、指導者や親たちが勝利に固執するあまり、子どもたちが疲弊し、ドロップアウトすること、運動の偏り、多世代交流の薄れなどが、時に指摘されます。これらが、若年者の間に運動をしない生活に至ってしまうことにつながり、その後スポーツをしたい、スポーツに関わりたい、という心境になり得ないことになっていないかという懸念がわいてきました。

再びスポーツをやりたい、スポーツに関わりたい、という気持ちが育めるように

子どもの体力低下の指摘もさることながら、核家族化傾向も含め、幼小期から同年代だけでなく、いろいろな世代の子どもたちとの関わりがないことが、子どもたちにとって、人対人のコミュニケーションがきちんととれない、言葉の発達がやや遅れ気味、生活習慣病の若年化などと、良いとはいえない状況になっているように思われます。また、成人となっても、運動不足が原因での生活習慣病発症の増加も、ご承知のとおりです。成人での運動不足は、忙しくてできない、〇〇が痛くてできない、等々の理由が出てきますが、それだけでなく、幼小期からの運動習慣が元来ない場合、スポーツ少年団や部活でスポーツをしていたにも関わらず、諸事情によりスポーツからドロップアウトした場合には、またやろう、という思いが湧きにくかったり、重い腰が上がらなかつたりしているように感じられることが多くあります。

スポーツをすることで、勝負にこだわることはもちろん必要ですが、仲間たちと目標に向かって努力すること、チームメイトやライバルだけでなく、相手を尊重し、お互いの意見や考えを聞きながら対応していくことができるように、そうしていつかまた指導者として戻ってきてもらえるような子どもが育つように、指導者の方々には、ただその競技について教えるというだけでなく、スポーツをする上で大切な基本的な生活習慣の大切さや、運動することの楽しさもしっかりと子どもたちに根付かせていただけるようなアプローチをお願いしたいと思う次第です。そうすることで年齢に関わらず、スポーツをしたい、関わりたい、といった環境として充実したものとなることを願います。

基本的遵守事項

山口県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団が発足時に提唱した「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会に!」に呼応し、昭和37年の日本スポーツ少年団創設と時を同じくして設立されました。

日本スポーツ少年団が掲げる「次代を担う健全なこころとからだを持った青少年の育成」を尊重しスポーツを通して子どもたちの未来をつくるために、下記のとおり基本的遵守事項を定め、幼児期からジュニア期におけるスポーツ指導者としての心構えを示しています。

各市町におかれましては、スポーツ少年団活動の「理念」を再確認するとともに、教育委員会、スポーツ少年団、地域の学校、指導者協議会、育成母集団、競技団体などが緊密な連携を図り、健全な団活動が行われるようご留意ください。

1 指導者とは

- (1) 登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。

※現在、「認定員・認定育成員」の資格をお持ちのかたで、今後も指導者として活動を継続する指導者は、令和5（2023）年11月までに資格の移行手続きを各自で行ってください。

- (2) すべての少年団登録者が、指導者資格の取得と資質の向上に努めることが望ましい。

2 団活動について

(1) 青少年の健全育成

スポーツ少年団活動の理念である「青少年の健全育成」のための妨げになることがないように以下の点に留意する。

- ① 団員の健康管理には十分に配慮し、特に夜間練習は原則実施しない。
- ② 団の活動回数は、週に2～3回、1回の活動時間は、2時間以内とする。
- ③ 団活動が、競技志向に偏り過ぎたり、勝利至上主義に陥ったりしないように配慮する。

ア 対外試合（各大会、招待試合など）への参加は、月に1回を限度とする。

（特に夏季休業中の活動については、団員の過重負担に配慮し、計画的に実施すること）

イ 各大会、招待試合の開催は、市町スポーツ少年団本部および市町教育委員会等関係部局の共催または後援を受けて開催する。

（市町スポーツ少年団本部は、各大会、招待試合の開催申請があった場合、期日および内容を十分吟味し、共催、後援を決定すること。）

(2) スポーツ指導における暴力の根絶

スポーツに携わる者として、スポーツの意義や社会的使命を認識し、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を積極的に推進すること。少年団登録者に反倫理的な行為があった場合は、処分基準に基づいて処分する。

(3) 子どもたちの元気の創造

日常的なスポーツ少年団活動を通して、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」を一体的に取り組み「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちを育むため、生活習慣の形成・定着を図り、子どもたちの元気を創造すること。

(4) 自主・自立的で多様な活動

団員の主体的な活動意欲に基づく、「団員による」「団員のための」活動を基本とし、スポーツ活動だけでなく文化活動や奉仕活動、野外活動など団員の成長を促す幅広い活動を取り入れるとともに、規範意識・マナー・奉仕の心を育てること。

(5) 「家庭の日」

本県の条例では、「家庭の日」は、第3日曜日を標準と定めている。スポーツ少年団活動においても、家族の仕事などの都合を考慮し、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組に協力すること。

令和4年度 山口県スポーツ少年団重点目標

基本理念

スポーツによる青少年の健全育成

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

(日本スポーツ少年団「スポーツ少年団の将来像」)

重点目標

- (1) 団員加入率のアップ
 - ・ ACP (アクティブ・チャイルド・プログラム) の普及
- (2) 勝利至上主義偏重からの脱却
 - ・ 山口県スポーツ少年団基本的遵守事項の周知
- (3) 指導者・育成母集団の資質向上と指導者協議会の充実
 - ・ 養成講習会・研修会の開催
 - ・ 魅力ある研修会プログラムの開発と受講者数の拡大
 - ・ ガバナンスコードに関わる研修会の開催
- (4) リーダーの養成と活用
 - ・ ジュニアリーダー研修会の開催
- (5) 多様な運動プログラムの提供と運動適性テストⅡの活用
- (6) 各種キャンペーン等の推進
 - ・ 「カムバック! スポ少」「リーダー応援」キャンペーンの推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携・発展
 - ・ 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進
 - ・ 子ども元気創造プロジェクトとの連携
 - ・ 「スポーツ元気県やまぐち推進団体」への参加



ガバナンスコード説明QRコード

単位団活動6のQ (Question)

スポーツ少年団活動の理念に沿って、子どもたちのこころとからだの健やかな成長を願う指導者や関係者の皆様への問いかけを次にまとめてみました。地域住民や育成母集団関係者と共有できるようにすることも大切なことです。

Q1 ガバナンスコードを尊重するために、団活動目標・団規約・収支会計などが整い、育成母集団は機能していますか？

- 育成母集団で、団活動の目標に沿った年間計画、月間計画等が必ず審議されていますか。
- 育成母集団で、経費の収支が報告され、公開されていますか。
- 育成母集団の協議は民主的に運営されていますか。

Q2 子どもが主役の活動が実施されていますか？

- 子どもたち一人ひとりを大切にした活動が実施されていますか。
- 子どもたちの心に語りかける指導がされていますか。
- 子どもたちが話し合い、自己決定できる場を設けていますか。
- すべての子どもがスポーツの楽しさを味わっていますか？

Q3 練習時間、日数、交流大会の回数等は、子どもたちにとって適正ですか？

- 基本的遵守事項を尊重し、子どものこころとからだを守っていますか。
- 団員の健康チェックを欠かさずに行っていますか？

Q4 特定の指導者に何もかも一極集中していませんか？

- 特定の指導者に何もかも任せて、負担になっていませんか。
- 特定の指導者のワンマンな運営となっていませんか。

Q5 指導者は、常に新しい情報を収集し、指導に活かしていますか？

- 指導資格の取得や更新のため、研修会に積極的に参加していますか。
- 活動がマンネリ化することなく、常に評価され、改善していますか。
- 勝利至上主義に偏った活動になっていませんか。
- 中心的なスポーツ活動だけでなく、奉仕活動、学習活動、自然体験活動等も積極的に取り入れられていますか。
- 練習環境等の安全対策は十分図られていますか。

Q6 他のスポーツ少年団や関係機関・団体との連携は、図られていますか？

※ スポーツ少年団活動に関するご質問がありましたら、県・市町スポーツ少年団本部へ

指導者のためのスポーツ活動中の安全管理

熱中症

- 1 気温・湿度をチェックしましょう。
高温環境を示す数値は「暑さ指数」を参考にするようにしましょう。
- 2 こまめな水分補給を指示しましょう。こまめに水分を補給することが必要です。
- 3 暑い中での無理な運動を避けましょう。運動時間を短縮するなど、リスク管理が必要です。
- 4 吸水性や速乾性に優れている通気性の良い服装を選ばせるようにしましょう。
- 5 睡眠・食事をしっかりとっているか、団員の健康チェックを欠かさずにしましょう。疲労や体調不良が、熱中症の発生リスクを高めます。
- 6 万が一熱中症が起こった場合の対応は、指導者の責任です。

準備しておきたいもの

- 経口補水液
- 保冷剤
- 予備の水分(屋外でのケガの際にも使える)
- 救急薬品

WBGT（暑さ指数）は、「環境省熱中症予防情報サイト」にアクセスすることで確認できます。

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28		

熱中症予防のための運動指針から抜粋

落雷

- 1 事前に天気予報を確認しておきましょう。
天気の急変などには、ためらうことなく計画を変更しましょう。
- 2 頭上に黒雲が広がってきている場合は、安全な場所に避難しましょう。
○鉄筋コンクリートの建物の中 ○自動車・バスなどの中

ケガや病気の応急処置

- 1 心肺停止の際の応急処置の知識をもって指導に当たしましょう。
AED保管場所を確認しておきましょう。
- 2 ケガや病気が起こった場合の対処は、適切に行いましょう。
○反応・呼吸の確認を優先し、救急車が到着するまで救命処置等を行きましょう。
○ケガが起こった場合は、傷の手当てと応急処置をしましょう。
○事故がどのように起こったかを保護者に説明し、受診を勧めましょう。
○吐瀉物などの処理は慎重に行い、感染症にも注意しましょう。

ここに掲載した内容は、安全管理の一部です。詳しい内容は、スポーツ庁健康スポーツ課などのホームページから入手できます。指導者が安全管理の知識をもって指導に臨みましょう。

リーダー育成プラン

「スポーツ・運動遊びのリーダーを育てよう！」

プラン1 「カムバック！スポ少」キャンペーン

■中学3年生の現状

- 選手権予選、県体予選で運動部活動終了
(長くても8月の全国大会か、
10月初旬の県体で運動部活動終了)
- 体育の時間だけしか運動しない
(発育・発達上大切な時期)
- 意欲のある受験準備体制で、メリハリのある生活を送っているか



ジュニア・リーダースクール(仲間づくり)

■スポーツ少年団へカムバック

- 週1～2回、自分の過ごした(スポーツと出会った)スポーツ少年団へカムバック
- 地域への貢献、恩返し
- 運動不足の解消
- 後輩を指導することによって、より一層の成長
- メリハリのある充実した生活
- 受験勉強もはかどる

プラン2 「リーダー応援」キャンペーン

■リーダーの現状

- 県内に約1000人の中学生、約130人の高校生の登録団員がいる(令和3年度)
- 中学校でも種目を継続したい子どもたちがたくさんいる
- 小学校で卒団させてしまうことがある

■リーダーを育てる



ジュニア・リーダースクール(学習活動)

- 運動遊びのリーダーがいることで、団員のこころもからだも育つ
- 地域スポーツの人材が育つ
- 県本部では、市町本部と連携して、リーダー育成の支援をしている
(リーダー会、ジュニア・リーダースクール、日独同時交流派遣…)
- 各単位団で、中学生以上の団員を応援しよう

ガバナンスコードで、公益性のあるスポーツ少年団活動を

スポーツ団体ガバナンスコードとは…

令和元年にスポーツ団体が遵守すべき原則・規範として、スポーツ庁が策定したものです。ガバナンスコードは、強制力を有するものではないが、スポーツ界全体への信頼性確保のために、遵守が求められています。また、公的助成を求める際の要件の一つとして、スポーツ団体ガバナンスコードの提示が求められています。

スポーツ少年団とガバナンスコード

スポーツ少年団は、約60年の歴史をもつスポーツ団体です。地域の中で、幼少期の子どもたちが気軽にスポーツと出会う場を提供してきました。その歴史を通して、公益性のあるスポーツ団体として認められてきました。

一方、単位団の中には、時代に合った規約が定められていない、透明性のある事業・収支報告がされていないなど、公益性のあるスポーツ団体とは言えない単位団も散見されるようになりました。

県スポーツ少年団としては、これまで、指導者の手引きを全指導者にお届けし、「遵守事項」や「重点目標」・「単位団活動6のQ」・「処分基準」などに、スポーツ少年団のあるべき姿を示してきました。今一度、見直していただければ、子どもたちを中心にした公益性のあるスポーツ団体として、地域スポーツの中核としての役割を果たせることとなります。このガバナンスコードの有効性が発揮されますようご協力をお願い申し上げます。

ガバナンスコードの原則

日本スポーツ少年団発行のガイドブック「スポーツ少年団とは」にも紹介されています。スポーツ団体ガバナンスコードでは、自己説明と公表が強く求められています。スポーツ少年団も、下記のことを基本として、各単位団で確認しておく必要があります。

- 原則 1 単位団規約を整え、法令等に基づき適切な運営を行う。
- 原則 2 単位団運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表する。
- 原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図る。
- 原則 4 公正かつ適切な会計処理をし、公表する。
- 原則 5 単位団組織運営に係る情報を積極的に開示し、透明性を確保する。

より詳しく調べたい場合は、QRコードから。



よりよいスポーツ少年団の指導者として

近年、残念なことでありますが、スポーツ指導現場での指導者等による暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の反倫理的行為の社会問題化しています。

とりわけ、子どもたちがスポーツと出会うことに大きな責任をもつスポーツ少年団指導者には、今まで以上に、人間力と指導力が求められています。指導者同士が手を携えて、「スポーツを通して子どもたちの未来をつくって」いきましょう。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

□指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

□指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

□指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

□指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

スポーツ少年団登録者である団員、指導者、役員、スタッフが遵守すべき事項

日本スポーツ協会倫理規程第4条から

□暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

□個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

□日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

□補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

□自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

□社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

スポーツ少年団登録者処分基準の概要（R3. 11. 1 改定）

□ねらい

- ・スポーツ少年団における暴力行為等を根絶すること
- ・スポーツ少年団として暴力行為等を決して許さないという姿勢を示すこと
- ・スポーツ少年団組織としてのガバナンスを確立すること

□処分手案

- ・日本スポーツ協会倫理規程第4条に準ずる。



□対象者

- ・スポーツ少年団登録者かつ日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者である場合（団員、指導者、役員、スタッフ）

※団員のうち未成年者を処分すべきかどうかは、教育上の配慮の観点から十分に協議する必要がある。

※本処分基準の対象とならない者の違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行うとともに、違反行為が明らかとなった場合には、適切に対応する必要がある。

□処分の種類、内容

①**注意**…主として、偶発的な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

②**嚴重注意**…主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

- 文書による注意
- 反省文の提出

※処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告

③**活動停止**…活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為あるいは軽微とはいええない実害が生じている違反行為に科す。

- 一定期間スポーツ少年団活動を停止
- 再教育プログラムを課す

④**登録取消し・再登録の禁止**

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止したりした場合など、重大な違反行為に科す。

- スポーツ少年団登録を取り消す(再登録禁止期間は最低24か月以上)

※再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

□処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

□詳しくは、日本スポーツ少年団ホームページ「理念・規定集」を参照してください。

「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～

いじめ防止啓発資料

いじめの 基本的認識

「いじめは子ども健全な発達に重大な影響を及ぼす、深刻な問題である」
 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」
 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」

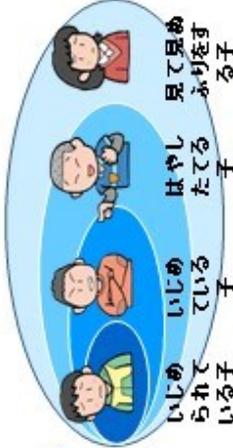
★ いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人の心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題です。いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、普段から子ども、学校、家庭、地域のそれぞれが日常生活の中で継続して取り組んでいくことが大切です。

いじめ発見のポイント

- 【活動時の変化】
- 他の団員より早く来たり、遅く来たりする
 - いつも一人で来るが、友だちと来ても表情が暗い
 - 自分からあいさつしようとして、友だちからあいさつや声かけもない
 - 元気がなく、声色がすくなくない
 - 理由のない遅刻・欠席が増える
 - 仲の良いかったグループから外れ、一人ポツンとしている
 - 指導者にべたべた寄ってきたり、触れるように話したりする
 - 友達と過ごしているが、表情は暗く、おどおどした様子で歩いて行く
 - 笑いにさらされたり、からかわれたり、命令されたりしている
 - いつも嫌な役をさせられている
 - 道具等の後始末をいつもさせられている
 - 周りの友達に異常なほどの気遣いをしている
 - そばを避けて通る等の嫌がらせが見られる

いじめられている子どものサイン

- 【対人関係の変化】
- 友だちが遊びに来なくなる
 - 外へ出で遊ぼうとしなくなる
 - 学校のことを話したからなら、学校をやめたい、入部をやめたい、転校したいという
 - 電話に出たがらない、メールを見たりしない
- 【持ち物の変化】
- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
 - 持ち物に落書きされる
 - カッターナイフなどの刃物をポケットに入れていく
 - 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする



いじめている子どものサイン

- 友だちへの応対が命令口調になっている
- 買っていない物を持っている
- 与えた以上のお金を持っている

いじめの構造は、複雑です。解消するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。父母の会などにおいても、いじめの問題についての話し合い等を是非行ってください。

いじめの定義

■ 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する相談窓口

■ **いじめに気づいたら、まず、家庭・学校に連絡を！**
 一番の相談機関は子ども通う学校です。「あれ、もしかしたら」と感じたら、家庭と連携の上、まず、学校に連絡してください。

その他の相談窓口等

- ふれあい総合テレビホン（やまぐち総合教育支援センター）
083-987-1240
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）
soudan@eg.ysn21.jp
- 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）
0120-0-78310
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）083-933-4531
- こどもの人権110番（山口県方法務局）0120-007-110
- ヤングテレビホン・やまぐち（山口県警本部）0120-49-5150
083-925-5150

山口県の青少年を応援!!

エフエム山口 『スポーツ少年団応援』 キャンペーン 出演してくれるスポーツ少年団を募集中!

【キャンペーン概要】

スポーツ少年団の理念

「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」

「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」

に賛同するエフエム山口では、山口県の未来を担う青少年の育成に寄与することを目的として、平成29年5月よりスポ少選手のコメントを収録し放送する『スポーツ少年団応援キャンペーン』を展開しています。

【放送コメント例】 <県内各スポ少選手のコメントを収録してO.A.>

エフエム山口 スポ少応援キャンペーン!

～ (スポーツ少年団選手コメント)

※チーム名、スローガン、ポリシー、モットー、目標等

(選手A) ○○○○○スポーツ少年団です。

(選手B) 礼儀と感謝をモットーに練習に励んでいます。

(選手C) スポーツを思い切り楽しむぞ!

(全 員) おーっ!!

エフエム山口は、山口県スポーツ少年団を応援しています。



お申込み・詳細はコチラから!



F M Y エフエム山口
FM YAMAGUCHI

〒753-8521 山口市緑町3-31 TEL (083) 923-2100

<https://www.fmy.co.jp/sposyo/>